

議案第10号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加に対応し、将来にわたって安定した国民健康保険の運営をしていくため、税率等を改正することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.76」を「100分の6.95」に改める。

第4条中「100分の4」を「100分の2」に改める。

第5条中「2万7,600円」を「3万600円」に改める。

第7条中「100分の2.35」を「100分の2.75」に改める。

第9条中「9,300円」を「11,700円」に改める。

第11条中「100分の1.78」を「100分の1.95」に改める。

第26条第1項第1号ア中「1万9,320円」を「2万1,420円」に改め、同号ウ中「6,510円」を「8,190円」に改め、同項第2号ア中「1万3,800円」を「1万5,300円」に改め、同号ウ中「4,650円」を「5,850円」に改め、同項第3号ア中「5,520円」を「6,120円」に改め、同号ウ中「1,860円」を「2,340円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,140円」を「4,590円」に改め、同号イ中「6,900円」を「7,650円」に改め、同号ウ中「11,040円」を「12,240円」に改め、同号エ中「13,800円」を「15,300円」に改め、同項第2号ア中「1,395円」を「1,755円」に改め、同号イ中「2,325円」を「2,925円」に改め、同号ウ中「3,720円」を「4,680円」に改め、同号エ中「4,650円」を「5,850円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.95</u>を乗じて算定する。</p> | <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.76</u>を乗じて算定する。</p> |
| <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</p>   | <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</p>   |
| <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の2</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>  | <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>  |
| <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>   | <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万7,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>   |
| <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.75</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>  | <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.35</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>  |
| <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,700円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>   | <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,300円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>  |
| <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.95</u>を乗じて算定す</p>  | <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.78</u>を乗じて算定す</p>  |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>る。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>2万1,420円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>8,190円</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1万5,300円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>5,850円</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>6,120円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世</p> | <p>る。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1万9,320円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>6,510円</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1万3,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>4,650円</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>5,520円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>帯主を除く。) 1人について <u>2, 340円</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 590円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 650円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12, 240円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15, 300円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 755円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 925円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 680円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 850円</u></p> <p>3 略</p> | <p>帯主を除く。) 1人について <u>1, 860円</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 140円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 900円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11, 040円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13, 800円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 395円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 325円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 720円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 650円</u></p> <p>3 略</p> |

# 改正要旨

## 1 改正の趣旨

国民健康保険は、平成30年度の制度改革から、財政運営の責任主体である愛知県が県内の市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて決定した国民健康保険事業費納付金を市町村が納付するとともに、愛知県が保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に交付することで、保険税の負担を公平に支え合う仕組みとなっています。

大口町では、この間、国民健康保険事業費納付金の算定基礎となる医療費水準及び所得水準により当該納付金が高く算定され、愛知県に納付するための財源が保険税収のみでは不足する状況が続いており、国民健康保険財政調整基金、法定外一般会計繰入金及び前年度繰越金を活用し、できる限り被保険者の負担増を抑えながら、毎年度、保険税率等を改正し、国民健康保険財政を運営しています。

加えて、愛知県が国民健康保険税の課税の標準的な算定方式に定めた、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の3方式とするため、大口町国民健康保険運営協議会の承認のもと、平成30年度に後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の資産割額を廃止し、基礎課税額分の資産割額は、令和3年度から、廃止に向けた段階的な保険税率の改正を行っています。

このような経過にあつて、今般、令和6年度の国民健康保険事業費納付金の納付に必要な財源においても不足が生じることから、本町の国民健康保険財政を安定的に運営する必要があるため、被保険者を取り巻く状況や、被保険者の負担増に十分留意しつつ、必要な保険税率等の改正を行うものです。

## 2 改正の内容

### (1) 国民健康保険税率等

#### ア 基礎課税額に関する改正

|      | 改正後   | 改正前   | 条項           |
|------|-------|-------|--------------|
| 所得割額 | 6.95% | 5.76% | 第3条第1項【改正あり】 |

|        |         |         |              |
|--------|---------|---------|--------------|
| 資産割額   | 2.00%   | 4.00%   | 第4条【改正あり】    |
| 均等割額   | 30,600円 | 27,600円 | 第5条【改正あり】    |
| 平等割額   | 21,600円 | 21,600円 | 第6条第1号【改正なし】 |
| 特定世帯   | 10,800円 | 10,800円 | 第6条第2号【改正なし】 |
| 特定継続世帯 | 16,200円 | 16,200円 | 第6条第3号【改正なし】 |

イ 後期高齢者支援金等課税額に関する改正

|        | 改正後     | 改正前    | 条項            |
|--------|---------|--------|---------------|
| 所得割額   | 2.75%   | 2.35%  | 第7条【改正あり】     |
| 均等割額   | 11,700円 | 9,300円 | 第9条【改正あり】     |
| 平等割額   | 7,800円  | 7,800円 | 第10条第1号【改正なし】 |
| 特定世帯   | 3,900円  | 3,900円 | 第10条第2号【改正なし】 |
| 特定継続世帯 | 5,850円  | 5,850円 | 第10条第3号【改正なし】 |

ウ 介護納付金課税額に関する改正

|      | 改正後     | 改正前     | 条項         |
|------|---------|---------|------------|
| 所得割額 | 1.95%   | 1.78%   | 第11条【改正あり】 |
| 均等割額 | 11,100円 | 11,100円 | 第13条【改正なし】 |
| 平等割額 | 6,000円  | 6,000円  | 第14条【改正なし】 |

エ 国民健康保険税の減額に関する改正

① 7割軽減

|                                   | 改正後     | 改正前     | 条項                   |
|-----------------------------------|---------|---------|----------------------|
| 基礎課税額分均等割額                        | 21,420円 | 19,320円 | 第26条第1項第1号ア【改正あり】    |
| 基礎課税額分平等割額<br>(特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯) | 15,120円 | 15,120円 | 第26条第1項第1号イ(ア)【改正なし】 |
| 基礎課税額分平等割額<br>(特定世帯)              | 7,560円  | 7,560円  | 第26条第1項第1号イ(イ)【改正なし】 |
| 基礎課税額分平等割額<br>(特定継続世帯)            | 11,340円 | 11,340円 | 第26条第1項第1号イ(ウ)【改正なし】 |
| 後期高齢者支援金等分均等割額                    | 8,190円  | 6,510円  | 第26条第1項第1号ウ【改正あり】    |
| 後期高齢者支援金等分平等割額<br>(特定世帯及び特)       | 5,460円  | 5,460円  | 第26条第1項第1号エ(ア)【改正なし】 |

|                         |        |        |                      |
|-------------------------|--------|--------|----------------------|
| 定継続世帯以外の世帯)             |        |        |                      |
| 後期高齢者支援金等分平等割額 (特定世帯)   | 2,730円 | 2,730円 | 第26条第1項第1号エ(イ)【改正なし】 |
| 後期高齢者支援金等分平等割額 (特定継続世帯) | 4,095円 | 4,095円 | 第26条第1項第1号エ(ウ)【改正なし】 |
| 介護納付金分均等割額              | 7,770円 | 7,770円 | 第26条第1項第1号オ【改正なし】    |
| 介護納付金分平等割額              | 4,200円 | 4,200円 | 第26条第1項第1号カ【改正なし】    |

② 5割軽減

|                                    | 改正後     | 改正前     | 条項                   |
|------------------------------------|---------|---------|----------------------|
| 基礎課税額分均等割額                         | 15,300円 | 13,800円 | 第26条第1項第2号ア【改正あり】    |
| 基礎課税額分平等割額 (特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)     | 10,800円 | 10,800円 | 第26条第1項第2号イ(ア)【改正なし】 |
| 基礎課税額分平等割額 (特定世帯)                  | 5,400円  | 5,400円  | 第26条第1項第2号イ(イ)【改正なし】 |
| 基礎課税額分平等割額 (特定継続世帯)                | 8,100円  | 8,100円  | 第26条第1項第2号イ(ウ)【改正なし】 |
| 後期高齢者支援金等分均等割額                     | 5,850円  | 4,650円  | 第26条第1項第2号ウ【改正あり】    |
| 後期高齢者支援金等分平等割額 (特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯) | 3,900円  | 3,900円  | 第26条第1項第2号エ(ア)【改正なし】 |
| 後期高齢者支援金等分平等割額 (特定世帯)              | 1,950円  | 1,950円  | 第26条第1項第2号エ(イ)【改正なし】 |
| 後期高齢者支援金等分平等割額 (特定継続世帯)            | 2,925円  | 2,925円  | 第26条第1項第2号エ(ウ)【改正なし】 |
| 介護納付金分均等割額                         | 5,550円  | 5,550円  | 第26条第1項第2号オ【改正なし】    |
| 介護納付金分平等割額                         | 3,000円  | 3,000円  | 第26条第1項第2号カ【改正なし】    |

③ 2割軽減

|                                | 改正後    | 改正前    | 条項                   |
|--------------------------------|--------|--------|----------------------|
| 基礎課税額分均等割額                     | 6,120円 | 5,520円 | 第26条第1項第3号ア【改正あり】    |
| 基礎課税額分平等割額 (特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯) | 4,320円 | 4,320円 | 第26条第1項第3号イ(ア)【改正なし】 |
| 基礎課税額分平等割額 (特定世帯)              | 2,160円 | 2,160円 | 第26条第1項第3号イ(イ)【改正なし】 |



|                                   |         |         |                      |
|-----------------------------------|---------|---------|----------------------|
| 基礎課税額分平等割額<br>(特定継続世帯)            | 3, 240円 | 3, 240円 | 第26条第1項第3号イ(ウ)【改正なし】 |
| 後期高齢者支援金等分均等割額                    | 2, 340円 | 1, 860円 | 第26条第1項第3号ウ【改正あり】    |
| 後期高齢者支援金等分平等割額(特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯) | 1, 560円 | 1, 560円 | 第26条第1項第3号エ(ア)【改正なし】 |
| 後期高齢者支援金等分平等割額(特定世帯)              | 780円    | 780円    | 第26条第1項第3号エ(イ)【改正なし】 |
| 後期高齢者支援金等分平等割額(特定継続世帯)            | 1, 170円 | 1, 170円 | 第26条第1項第3号エ(ウ)【改正なし】 |
| 介護納付金分均等割額                        | 2, 220円 | 2, 220円 | 第26条第1項第3号オ【改正なし】    |
| 介護納付金分平等割額                        | 1, 200円 | 1, 200円 | 第26条第1項第3号カ【改正なし】    |

(2) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額の改正

ア 基礎課税額の軽減額

|        | 改正後      | 改正前      | 条項                |
|--------|----------|----------|-------------------|
| 7割軽減世帯 | 4, 590円  | 4, 140円  | 第26条第2項第1号ア【改正あり】 |
| 5割軽減世帯 | 7, 650円  | 6, 900円  | 第26条第2項第1号イ【改正あり】 |
| 2割軽減世帯 | 12, 240円 | 11, 040円 | 第26条第2項第1号ウ【改正あり】 |
| 軽減なし世帯 | 15, 300円 | 13, 800円 | 第26条第2項第1号エ【改正あり】 |

\*算定(7割軽減世帯の未就学児の均等割額の場合)

|              |          |      |         |
|--------------|----------|------|---------|
| 均等割額         | 30, 600円 | …①   |         |
| 7割軽減額        | 21, 420円 | …②   | (①×0.7) |
| 7割軽減後の均等割額   | 9, 180円  | …③   | (①-②)   |
| 未就学児軽減額      | 4, 590円  | …④   | (③×0.5) |
| 未就学児軽減後の均等割額 | 4, 590円  | …③-④ |         |

イ 後期高齢者支援金等課税額の軽減額

|        | 改正後     | 改正前     | 条項                |
|--------|---------|---------|-------------------|
| 7割軽減世帯 | 1, 755円 | 1, 395円 | 第26条第2項第2号ア【改正あり】 |
| 5割軽減世帯 | 2, 925円 | 2, 325円 | 第26条第2項第2号イ【改正あり】 |
| 2割軽減世帯 | 4, 680円 | 3, 720円 | 第26条第2項第2号ウ【改正あり】 |
| 軽減なし世帯 | 5, 850円 | 4, 650円 | 第26条第2項第2号エ【改正あり】 |

### 3 施行期日

#### (1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

#### (2) 適用区分

この条例による改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。